１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

～労働者を一人でも雇ったら手続きを～

個人・法人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇っている場合、労働保険の手続きを行う義務があります。

（この手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。）

電子申請なら 24 時間、365 日いつでも手続可能！口座振替納付も便利です。

◎　詳しくは、労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ⇒https://www.mhlw.go.jp

問合せ先　　富山労働局 労働保険徴収室
℡ 076－432－2714